

公 告

(監査委員)

茨城県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，茨城県教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので，次のとおり公表する。

平成27年7月30日

| | |
|---------|---------|
| 茨城県監査委員 | 小 川 一 成 |
| 同 | 川 津 隆 |
| 同 | 岡 野 栄 治 |
| 同 | 齋 藤 良 彦 |

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 21 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

| 年度 | テ ー マ | 指摘件数 | 措置状況 | |
|----|----------------------------|------|-------|------|
| | | | 措 置 済 | 今回措置 |
| 21 | 県立学校に係る財務事務及び事務の 執行について | 228 | 223 | 3 |

(様式3)

平成21年度包括外部監査結果報告への対応

| 監査のテーマ 県立学校に係る財務事務及び事務の執行について | 担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 |
|--|--|
| 指 摘 事 項 の 概 要 | 指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等 |
| <p>第6. 個人情報保護対策について</p> <p>リスク分析を行ってシステムを構築すべき。</p> <p>定期的に第三者がシステムの妥当性を検証する仕組みを構築すべき。</p> | <p>○茨城県教育情報ネットワークの更新 リスク分析を行ったうえで、平成27年9月の稼働に向けて準備を進めている。</p> <p>○県立学校における校務支援システムの導入検討 現在は、県立学校20校に統合型校務支援システムを導入している。その他の学校は、簡易な校務支援システムを導入したり、汎用アプリケーションソフトウェアを利用したりしてデータを管理している。 県教委として統一したセキュリティ対策を施した共通な統合型校務支援システムの導入を検討する中で、リスク分析についても考慮する。</p> <p>○茨城県教育情報ネットワークの更新 茨城県教育情報ネットワークを利用した業務の精査を行い、既存機能を見直すとともに新機能を追加することで、その妥当性を検証した。 引き続き、情報セキュリティ管理事務局「情報セキュリティ自己点検」等とも連動し、システムの妥当性について検証していく。</p> <p>○県立学校における校務支援システムの導入検討 共通な統合型校務支援システムの導入を検討する中で、システムの妥当性を検証する仕組みについても考慮する。</p> |

(様式3)

平成21年度包括外部監査結果報告への対応

| 監査のテーマ 県立学校に係る財務事務及び事務の執行について | 担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 |
|----------------------------------|---|
| 指 摘 事 項 の 概 要 | 指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等 |
| <p>重要なデータや個人情報、アクセス制限を図るべき。</p> | <ul style="list-style-type: none">○情報セキュリティポリシーの整理 「茨城県県立学校情報セキュリティ対策基準」を改正し、外部記憶媒体の利用を制限するとともに、校内の情報資産の取扱いについて整理した。 概要：個人所有外部記憶媒体の利用禁止 組織貸与外部記憶媒体の管理及び運用の明確化 情報資産別に重要度を設定し、保管できるメディアを限定 重要なデータは、アクセス制限可能なメディアに保管○茨城県教育情報ネットワークの更新 県立学校に対して高度なセキュリティ対策を施したファイルサーバ機能を提供する。○県立学校における校務支援システムの導入検討 共通な統合型校務支援システムの導入を検討する中で、適切なアクセス制限の設定についても考慮する。 |